

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 5月23日
【届出者の氏名又は名称】	プラス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区虎ノ門四丁目 1番28号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目 1番28号
【電話番号】	03(5860)7004
【事務連絡者氏名】	常務取締役コーポレート本部長 岡崎 潤
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	プラス株式会社 (東京都港区虎ノ門四丁目 1番28号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、プラス株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、ピズネット株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「株券等」とは、株券等に係る権利をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとし、

## 1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年5月1日付けをもって提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項の規定に基づき公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

### 1 株券等の所有状況

- (1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計
- (3) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）
- (4) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）  
所有株券等の数

## 3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

### 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1【株券等の所有状況】

##### (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	13,563 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	80		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	13,643		
所有株券等の合計数	13,643		
(所有潜在株券等の合計数)	(80)		

(注1) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が保有する株券等に係る議決権の数51個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

(注2) 特別関係者である対象者は、対象者の普通株式58,344株(保有割合0.26%)を保有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(訂正後)

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	13,563 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	80		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	13,643		
所有株券等の合計数	13,643		
(所有潜在株券等の合計数)	(80)		

(注1) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が保有する株券等に係る議決権の数51個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

(注2) 特別関係者である対象者は、対象者の普通株式59,364株(保有割合0.27%)を保有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

( 3 ) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計)】  
 (訂正前)

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3,751 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	80		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	3,831		
所有株券等の合計数	3,831		
(所有潜在株券等の合計数)	(80)		

(注1) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が保有する株券等に係る議決権の数51個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

(注2) 特別関係者である対象者は、対象者の普通株式58,344株(保有割合0.26%)を保有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(訂正後)

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3,751 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	80		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	3,831		
所有株券等の合計数	3,831		
(所有潜在株券等の合計数)	(80)		

(注1) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が保有する株券等に係る議決権の数51個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

(注2) 特別関係者である対象者は、対象者の普通株式59,364株(保有割合0.27%)を保有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【所有株券等の数】

(訂正前)

<前略>

ビズネット株式会社

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 特別関係者である対象者は、対象者の普通株式58,344株(所有割合0.26%)を保有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

<後略>

(訂正後)

<前略>

ビズネット株式会社

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 特別関係者である対象者は、対象者の普通株式59,364株(所有割合0.27%)を保有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

<後略>